時間の区分区域の区分	昼間 午前8時~午後7時	朝·夕 午前6時~午前8時 午後7時~午後10時	夜間 午後10時~ 翌日午前6時
第1種低層住居専用 地域及び第2種低層 住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第 1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域と	55dB	50dB	45dB
近隣商業地域、商業 地域及び準工業地域	65dB	60dB	55dB
工業地域	70dB	65dB	60dB
その他の地域(工業専用地域を除く)	60dB	55dB	50dB

備 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域(工業専用地域を除く)につい

考 ては、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域における基準は、上の表で定める数値からそれぞれ5dBを減じるものとする。